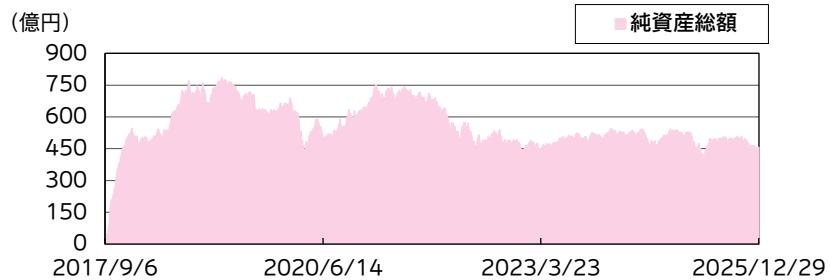
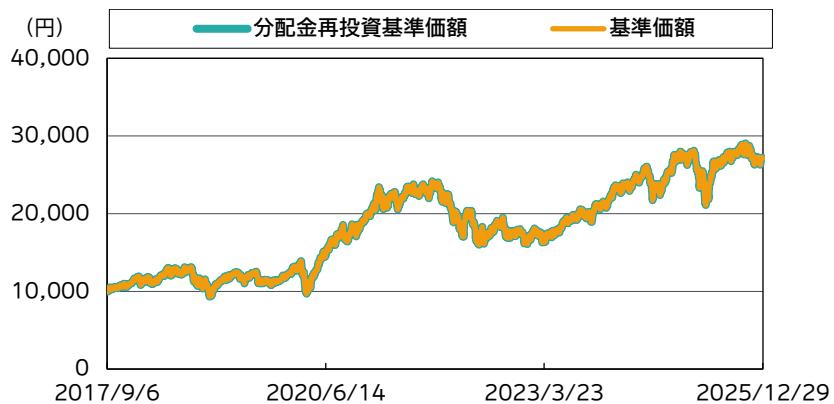


追加型投信／内外／株式

運用実績

運用実績の推移

(設定日:2017年9月7日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

基準価額・純資産総額

| | 当月末 | 前月末 |
|------------|--------|--------|
| 基準価額(円) | 27,125 | 27,163 |
| 純資産総額(百万円) | 45,518 | 46,488 |

※基準価額は、1万口当たり。

| | 基準価額(円) | 基準日 |
|-------|---------|------------|
| 設定来高値 | 29,049 | 2025/10/10 |
| 設定来安値 | 9,321 | 2018/12/25 |

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率(税引前分配金再投資) (%)

| | |
|-----|-------|
| 1ヶ月 | -0.1 |
| 3ヶ月 | -4.2 |
| 6ヶ月 | -0.6 |
| 1年 | -1.1 |
| 3年 | 66.1 |
| 5年 | 36.9 |
| 10年 | - |
| 設定来 | 171.3 |

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定來の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金の実績(税引前)(直近3年分)

| 期 | 決算日 | 分配金(円) |
|----------|------------|--------|
| 第6期 | 2023/07/20 | 0 |
| 第7期 | 2024/07/22 | 0 |
| 第8期 | 2025/07/22 | 0 |
| 設定来累計分配金 | | 0 |

※分配金は、1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ポートフォリオ構成 (%)

| | |
|---------------|-------|
| 株式等現物 | 99.2 |
| 現金等 | 0.8 |
| 合計 | 100.0 |
| 株式先物 | - |
| 株式実質組入(現物+先物) | 99.2 |

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

基準価額変動の要因分析(前月末比) (円)

| | |
|-------|-----|
| キャピタル | -43 |
| インカム | 17 |
| 為替要因 | 29 |
| 小計 | 3 |
| 信託報酬 | -42 |
| その他要因 | 1 |
| 分配金 | 0 |
| 合計 | -38 |

※要因分析は、組入有価証券の値動き等が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

組入上位10業種 (%)

| | 業種 | 組入比率 |
|---|----------------|------|
| 1 | 一般消費財・サービス | 33.2 |
| 2 | コミュニケーション・サービス | 29.8 |
| 3 | 金融 | 10.6 |
| 4 | 情報技術 | 8.6 |
| 5 | 資本財・サービス | 7.6 |
| 6 | 不動産 | 5.3 |
| 7 | 生活必需品 | 2.9 |
| 8 | ヘルスケア | 2.0 |
| | | |
| | | |
| | | |

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

※業種は、世界産業分類基準(GICS)によるものです。

組入上位10カ国・地域 (%)

| | 国・地域 | 組入比率 |
|----|---------|------|
| 1 | 米国 | 64.4 |
| 2 | インド | 6.0 |
| 3 | ウルグアイ | 5.6 |
| 4 | 中国 | 4.1 |
| 5 | シンガポール | 4.1 |
| 6 | オーストラリア | 3.6 |
| 7 | ドイツ | 2.5 |
| 8 | スイス | 2.0 |
| 9 | スウェーデン | 2.0 |
| 10 | カナダ | 1.7 |

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

※国・地域は、本社所在国を表示しています。

組入上位10通貨 (%)

| | 通貨 | 組入比率 |
|---|------------|------|
| 1 | アメリカ・ドル | 81.1 |
| 2 | ユーロ | 5.1 |
| 3 | インド・ルピー | 4.5 |
| 4 | オーストラリア・ドル | 3.6 |
| 5 | 香港ドル | 2.0 |
| 6 | カナダ・ドル | 1.7 |
| 7 | スイス・フラン | 1.0 |
| 8 | イギリス・ポンド | 1.0 |
| | | |
| | | |
| | | |

規模別組入比率 (%)

| 規模 | 組入比率 |
|------|------|
| 超大型株 | 65.5 |
| 大型株 | 22.3 |
| 中型株 | 12.2 |
| 小型株 | 0.0 |

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

※発行済株式の時価総額が500億米ドル以上を超大型株、100億米ドル以上500億米ドル未満を大型株、20億米ドル以上100億米ドル未満を中型株、20億米ドル未満を小型株としています。

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

組入銘柄数

株式組入銘柄数 47銘柄

消費サービス企業と消費インフラ企業の組入比率 (%)

| | |
|----------|------|
| 消費サービス企業 | 64.0 |
| 消費インフラ企業 | 36.0 |

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

※消費サービス企業と消費インフラ企業の区分は、委託会社の分類に基づいています。

消費サービス企業 組入上位5銘柄 (%)

| | 銘柄 業種 | 国・地域/ 通貨 | 組入 比率 | 銘柄概要 |
|---|--------------------------------|---------------|----------|--|
| 1 | アマゾン・ドット・コム 一般消費財・サービス | 米国/ 米ドル | 8.5 | 米国のオンライン小売業者。取扱分野・地域の拡大を続けてきており、現在は世界最大手の位置づけに。 |
| 2 | メタ・プラットフォームズ コミュニケーション・サービス | 米国/ 米ドル | 6.0 | 世界最大のソーシャル・ネットワーキング・サービスを運営する米国企業。 |
| 3 | メルカドリブレ 一般消費財・サービス | ウルグアイ/ 米ドル | 5.6 | 南米市場最大のオンライン小売業者。メキシコ・ブラジル・チリなど各地に事業を展開している。 |
| 4 | ラルフローレン 一般消費財・サービス | 米国/ 米ドル | 3.6 | 米国発の高級ライフスタイルブランドで、衣料品や雑貨を製造・販売。直営店やECを通じて、消費者への直接販売に注力。 |
| 5 | コストコホールセール 生活必需品 | 米国/ 米ドル | 2.9 | 米国発の会員制の倉庫型小売チェーンで、全世界に1億4千万人以上の会員を有し、ECや薬局サービスなど多角的に展開。 |

消費インフラ企業 組入上位5銘柄 (%)

| | 銘柄 業種 | 国・地域/ 通貨 | 組入 比率 | 銘柄概要 |
|---|--------------------------------|-------------|----------|---|
| 1 | アルファベット クラスA コミュニケーション・サービス | 米国/ 米ドル | 8.4 | 米国の検索エンジン最大手「グーグル」の親会社。圧倒的な広告収入を武器にクラウド、オンライン販売、動画などのプラットフォームを展開。 |
| 2 | マイクロソフト 情報技術 | 米国/ 米ドル | 5.9 | 米国のソフトウェア会社。クラウドインフラのMicrosoft Azureやビジネス向けアプリケーションのMicrosoft 365などを提供。 |
| 3 | マスターカード 金融 | 米国/ 米ドル | 4.7 | 米国のクレジットカード会社。オンライン決済への移行加速を背景に恩恵を受けることが見込まれる銘柄。 |
| 4 | ビザ 金融 | 米国/ 米ドル | 4.3 | 米国のクレジットカード会社。オンライン決済においても「主要プレーヤー」となることを戦略の1つに掲げる銘柄として注目。 |
| 5 | プロロジス 不動産 | 米国/ 米ドル | 3.7 | 米国の不動産会社。米国を中心にグローバルに物流施設をはじめとする産業用不動産ポートフォリオを保有。 |

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

※業種は、世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※国・地域は、本社所在国を表示しています。

※当該個別銘柄の掲示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

マーケット動向とファンドの動き

12月の株式市場は上昇しました。上旬は、FRB(米連邦準備理事会)の利下げなどから上昇しました。中旬は、AI(人工知能)関連銘柄の決算が嫌気されて下落した後に、防衛株が買われたことなどから上昇しました。下旬は、長期金利上昇が一服する中、金や銀など貴金属価格高騰を受けて資源株などが買われ、上昇しました。

基準価額は下落しました。個別銘柄のうち、インドのオンライン旅行プラットフォームであるマイク・マイ・トリップや米国のストリーミングテクノロジー企業のロクがプラス寄与した一方で、自動インスリン管理サービスを提供するインシュレットやストリーミングサービスのネットフリックスがマイナス寄与しました。

今後のマーケット見通しと今後の運用方針

世界の景気動向、物価、各国金融政策等が今後も市場の変動要因になると考えられ、引き続き注視が必要です。また米国の中関税政策、米中関係の動向、アジア諸国の周辺海域における安全保障環境の変化等も市場のリスク要因になり得ると考えています。しかし、生活様式や消費パターンにおける構造的な変化はどのようなマクロ環境であれ、長期的かつ不可逆的な趨勢になると思われます。当ファンドでは、それらの変化を捉え、好業績が見込まれる銘柄に投資を行っていきます。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ファンドの特色

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

1. 主として日本を含む世界の株式に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

- 株式には、DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等(以下「DR等」といいます。)を含みます。
- 株式のほかに、日本を含む世界の不動産投資信託(REIT)にも投資する場合があります。
- 株式(DR等を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. 日本を含む世界の株式のうち、主として、eコマース(電子商取引)*をはじめとした、新たな消費関連サービスの成長から恩恵を受けると判断される消費関連企業の株式に投資を行います。

- 当ファンドでは、「消費サービス」と「消費インフラ」の視点から、これらの企業の株式に投資します。

| | |
|--------------|---|
| 消費サービス 企業 | 消費者にモノやサービスの売買・予約等を提供する企業。 例えば、オンラインショッピング・オークション・各種予約サイトの運営やオンライン販売等を行う企業を指します。 |
| 消費インフラ 企業 | 消費サービスの仕組みを提供する企業。 例えば、安全で便利なオンラインショッピングを可能にする決済システム・物流・輸送等のサービスを提供する企業を指します。 |

※上記は現時点での例示であり、今後変更となる可能性があります。

*当ファンドでは、インターネット等を通じて商品やサービスの売買を行うことをeコマース(電子商取引)といいます。

3. ポートフォリオの構築にあたっては、ボトムアップで個別銘柄のファンダメンタルズ分析を行い、利益成長性、バリュエーション等を勘案して組入銘柄を選定します。

- 銘柄選定にあたっては、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクの投資助言を活用します。

(分配方針)

年1回の決算時(毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。
これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国株式は、一般に先進国株式に比べ株価変動が大きくなる傾向があるため、基準価額が大きく下がる場合があります。なお、当ファンドは特定の産業(テーマ)に属する企業へ重点的に投資するため、幅広い業種や銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

● 為替変動リスク

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

● 不動産投資信託証券(REIT)の価格変動リスク

REITの価格は、REITが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や金利・株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更などの影響を受けます。また、老朽化・災害などの発生による保有不動産の減失・損壊等が発生する可能性があります。当ファンドが投資するREITの市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

● 信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが投資するREITが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあります、基準価額が下落する要因となります。

● 流動性リスク

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制などにより、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあります、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式・REITに投資する場合、先進国の株式・REITに比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

● カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。当ファンドが投資を行う通貨や株式の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や株式市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や株式市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

お申込みメモ

| | | | |
|--------------------|---|------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円) | 信託期間 | 2047年7月22日まで(2017年9月7日設定) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。) | 繰上償還 | <p>次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合・やむを得ない事情が発生した場合 |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 | 決算日 | 毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日) |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 | 収益分配 | <p>年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。</p> <p>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。</p> |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 | 課税関係 | <p>課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。</p> |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 | | |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 | | |
| 購入・換金申込不可日 | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 <ul style="list-style-type: none">・ニューヨーク証券取引所の休業日・ロンドン証券取引所の休業日・ニューヨークの銀行の休業日・ロンドンの銀行の休業日 | | |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 | | |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 | | |

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | |
|--|---|------------|------------------------------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対して以下の料率を乗じて得た額 | | |
| | ファンドの純資産総額 | 500億円以下の部分 | 500億円超の部分 |
| 信託報酬 税込(税抜) | | | 年率1.76% (税抜1.60%) |
| 年率1.43% (税抜1.30%) | | | |
| ※信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク)に対する報酬(当ファンドの純資産総額に応じて、500億円以下の部分に対して年率0.126%、500億円超の部分に対して年率0.101%を乗じて得た額)が含まれます。 | | | |
| その他の費用・手数料 | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等 | | |
| ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 | | | |

※上場不動産投資信託(REIT)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(REIT)の費用は表示しておりません。

投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。

- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

委託会社およびファンドの関係法人

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号

加入協会:一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

<受託会社>三井住友信託銀行株式会社

<販売会社>販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧

○印は協会への加入を意味します。

2026年1月15日現在

| 商号 | 登録番号等 | 日本 証券業 協会 | 一般社 団法人 日本投 資顧問 業協会 | 一般社 団法人 金融先 物取引 業協会 | 一般社 団法人 第二種 金融商 品取引 業協会 | 備考 |
|-------------------|---------------------------|-----------------|---------------------------------|---------------------------------|--|----|
| PayPay銀行株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社群馬銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社富山銀行 | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号 | ○ | | | | |
| 株式会社京都銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社池田泉州銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社紀陽銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号 | ○ | | | | |
| 株式会社佐賀銀行 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号 | ○ | | ○ | | |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号 | ○ | ○ | ○ | | |
| 株式会社福島銀行 | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第18号 | ○ | | | | |
| 株式会社京葉銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号 | ○ | | | | |
| 株式会社あいち銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社トマト銀行 | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号 | ○ | | | | |
| 株式会社徳島大正銀行 | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号 | ○ | | | | |
| 株式会社香川銀行 | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号 | ○ | | | | |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | ○ | | |
| 池田泉州TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号 | ○ | | | | |
| 永和証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号 | ○ | | | | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 京銀証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第392号 | ○ | | | | |
| あかつき証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号 | ○ | ○ | ○ | | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号 | ○ | ○ | ○ | | |
| 株式会社しん証券さかもと | 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第5号 | ○ | | | | |
| 島大証券株式会社 | 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第6号 | ○ | | | | |
| 大和証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ちばぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号 | ○ | | | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第四北越証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号 | ○ | | | | |
| moomoo証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号 | ○ | ○ | | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 株式会社証券ジャパン | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号 | ○ | ○ | | | |
| 百五証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号 | ○ | | | | |
| ひろぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号 | ○ | | | | |
| FFG証券株式会社 | 金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号 | ○ | | | ○ | |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | ○ | | |
| 三津井証券株式会社 | 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号 | ○ | | | | |
| 三豊証券株式会社 | 金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号 | ○ | | | | |
| 豊証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第21号 | ○ | | | | |
| PayPay証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2883号 | ○ | | | | |
| 株式会社静岡銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | | ※1 |

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。



アセットマネジメントOne

| 商号 | 登録番号等 | 日本 証券業 協会 | 一般社 団法人 日本投 資顧問 業協会 | 一般社 団法人 金融先 物取引 業協会 | 一般社 団法人 第二種 金融商 品取引 業協会 | 備考 |
|----------|--------------------------|-----------------|---------------------------------|---------------------------------|--|----|
| 株式会社愛媛銀行 | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号 | ○ | | | | ※1 |
| 中銀証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号 | ○ | | | | ※1 |
| 水戸証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号 | ○ | ○ | | | ※1 |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

販売会社一覧

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2026年1月15日現在

| 商号 | 登録番号等 | 日本 証券業 協会 | 一般社 団法人 日本投 資顧問 業協会 | 一般社 団法人 金融先 物取引 業協会 | 一般社 団法人 第二種 金融商 品取引 業協会 | 備考 |
|--|------------------------|-----------------|---------------------------------|---------------------------------|--|----|
| 甲府信用金庫 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第215号 | | | | | |
| 長野信用金庫 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第256号 | ○ | | | | |
| 吉備信用金庫 | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第22号 | | | | | |
| 株式会社SBI新生銀行(委託 金融商品取引業者 株式会社 SBI証券) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社京都銀行(委託金融 商品取引業者 京銀証券株式 会社) | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社イオン銀行(委託金 融商品取引業者 マネックス 証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | | |
| 株式会社SBI新生銀行(委託 金融商品取引業者 マネックス ス証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | | |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

指数の著作権などについて

世界産業分類基準(GICS)は、MSCI Inc.(MSCI)およびStandard & Poor's Financial Services LLC(S&P)により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に対し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類(並びにこれらの使用から得られる結果)に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなさず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害(逸失利益を含みます。)につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。